

沖縄県産地パワーアップ事業補助金交付要綱

平成28年11月1日	制定
平成29年6月26日	一部改正
平成31年3月19日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和3年3月19日	一部改正
令和4年11月25日	一部改正
令和5年5月24日	一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国補助金交付等要綱」という。）に基づき、沖縄県内の市町村、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等（以下「取組主体」という。）が行う事業について、予算の範囲内において、沖縄県産地パワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）を市町村又は広域取組主体（取組主体のうち、複数の市町村を対象とした事業を行うものに限る。以下同じ。）に交付するものとし、その交付に関しては、国補助金交付等要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の実施等)

第2条 事業実施計画並びに取組内容の変更手続については、国補助金交付等要綱別記1及び別記2により行うものとする。

2 事業の着手については、以下のとおりとする。

(1) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 取組主体による本事業の着手は、原則として、知事からの補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（第4号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となつてから、本事業の着工等を行うものとする。

この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

ウ 知事は、取組主体からアの交付決定前着手届の提出があった場合は、基金事業は基金管理団体の長、整備事業は内閣府沖縄総合事務局長にその写しを提出するものとする。

(補助金の対象事業、経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の対象となる経費、補助率及び取組主体は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4条 別表の区分欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度知事が定める日までに沖縄県産地パワーアップ事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない取組主体については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 知事から補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第7条の規定に基づき補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交

付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更申請)

第8条 補助事業者は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、沖縄県産地パワーアップ事業補助金変更等承認申請書(第2号様式)を知事に提出して事前に承認を受けなければならない。

(事業の着手)

第9条 取組主体は、工事を伴う事業については、補助金交付決定の通知を受けた場合は遅滞なく着手し、速やかに沖縄県産地パワーアップ事業に関する入札結果報告・着工届(第3号様式)及び国補助金交付等要綱で定める別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書(以下、「国補助金交付等要綱で定める別記様式第2号」という。)を補助事業者に提出しなければならない。また、補助事業者はこの届け出等を受けた場合には、速やかに知事に提出しなければならない。

2 取組主体が市町村及び広域取組主体にあつては沖縄県産地パワーアップ事業に関する入札結果報告・着工届(第3号様式)及び国補助金交付等要綱で定める別記様式第2号を知事に提出しなければならない。

3 補助金交付決定前に着手する場合にあつては、取組主体はあらかじめ補助事業者又は知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した沖縄県産地パワーアップ事業に関する交付決定前着工届(第4号様式)により、補助事業者に提出しなければならない。また、補助事業者はこの届け出を受けた場合には、速やかに知事に提出しなければならない。

4 取組主体が市町村及び広域取組主体にあつては沖縄県産地パワーアップ事業に関する交付決定前着工届(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業遅滞等の報告)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号の定めるところにより、知事の承認等を受けなければならない。

(1) 補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき沖縄県産地パワーアップ事業補助金予定期間延長承認申請書(第5号様式)を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の遂行が困難となったときその理由及び遂行状況を記載した書面を知事に提出し、知事の指示を受けること。

(概算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、沖縄県産地パワーアップ事業に係る補助金の概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第12条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき交付決定に係る年度の12月31日現在において沖縄県産地パワーアップ事業補助金遂行状況報告書（第7号様式）を作成し、当該年度の1月21日までに知事に提出しなければならない。

2 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（しゅん工届）

第13条 取組主体は、工事又は、機械及び資材の納入等が完了したときは、速やかにその旨を沖縄県産地パワーアップ事業に関するしゅん工届（第8号様式）により、補助事業者へ提出しなければならない。また、補助事業者はこの届け出を受けた場合には、速やかに知事に提出しなければならない。

2 取組主体が市町村及び広域取組主体にあつては沖縄県産地パワーアップ事業に関するしゅん工届（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれかの早い期日までに、沖縄県産地パワーアップ事業補助金実績報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内

に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(精算払いの請求)

第16条 補助事業者は、補助金の精算払いを受けようとするときは、沖縄県産地パワーアップ事業補助金精算払請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(額の再確定)

第17条 補助事業者は、第15条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、別表に掲げる補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、第14条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、

消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書（第11号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第20条 規則第20条第2号に定める財産は、1件あたり取得金額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間（以下、「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。）を勘案して、国規則第5条に規定する期間とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

（証拠書類等の保管）

第21条 補助事業者は、事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 事業により取得又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第12号様式）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第22条 取組主体が市町村及び広域取組主体の場合にあつては、当該推進事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、国補助金交付等要綱に定める別記様式第11号による補助金調書を作成しておかななければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第23条 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第7条から第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、国規則、国補助金交付等要綱及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国補助金交付等要綱で定める別紙様式第2号の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。提出された国補助金交付等要綱で定める別記様式第2号は、入札結果報告・着手届に添付し補助事業者に提出すること。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の県補助金相当額を県に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の県補助金等相当額の全部を県に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金等の返還又は

返納を受けた場合は、当該補助金等の県補助金等相当額を県に返還しなければならない

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行し、令和4年度予算から適用する。ただし、令和3年度までに実施した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行し、令和5年度予算から適用する。ただし、令和4年度までに実施した補助事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	経費	補助率	取組主体	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
沖縄県産地 パワーアップ 事業補助金					
1 収益性 向上対策 (整備事 業)	<p>1 事業費 国補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>生産基盤整備及び施設整備に要する経費</p> <p>ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設 シ 有機物処理・利用施設</p>	<p>1 / 2 以内 (ただし、対象作物がさとうきび及びパイナップルの場合は補助率を事業費の10分の6以内とする。)</p>	<p>1 市町村 2 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 3 土地改良区 4 農業者（国補助金交付等要綱別記2に定めるものをいう。以下同じ。） 5 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、国補助金交付等要綱別記2に定めるものをいう。以下同じ。） 6 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、国補助金交付等要綱別記2に定めるものに限る。以下同じ。） 7 食品事業者 以下のアからウの場合に限るものとする。 ア 米粉、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 (1)の経費の取組主体における事業費の30%を超える増又は県補助金の増</p> <p>3 (1)の経費の取組主体における事業費又は県補助金の30%を超える減</p> <p>4 (2)の経費の県補助金の増又は県補助金の30%を超える減</p>	

			<p>製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合</p> <p>8 中間事業者（国補助金交付等要綱別記2に定めるものに限る。） 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。</p> <p>9 流通業者（国補助金交付等要綱別記2に定めるものに限る。） 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p> <p>10 知事が内閣府沖縄総合事務局長と協議して認める団体</p> <p>11 コンソーシアム</p>		
2 収益性向上対策（基金事	1 事業費 国補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費				1 事業内容の新設又

業：生産支援事業)	ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	1 / 2 以内	1 市町村 2 公社 3 土地改良区 4 農業者 5 農業者の組織する団体 6 民間事業者		は廃止 2 事業費の30%を超える増又は県補助金の増 3 事業費又は県補助金の30%を超える減
3 収益性向上対策（基金事業：効果増進事業）	1 事業費 国補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	定額（1 / 2 相当）	地域協議会（国補助金交付等要綱第4の2に定める地域協議会に限る。）		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は県補助金の増 3 事業費又は県補助金の30%を超える減
4 生産基盤強化対策	1 事業費 国補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費 ア 農業用ハウスの再整備・改修 イ 果樹園・茶園の再整備・改修 ウ 農業機械の再整備・改良 エ 生産装置の継承・強化に向けた取組 オ 生産技術の継承・普及に向けた取組 カ 全国的な土づくりの展開	ア、イ及びウの事業 1 / 2 以内（ただし、国補助金交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める額以内。） エ及びオの事業 定額（国補助金交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内。） カの事業 定額（ただ	1 市町村 2 公社 3 土地改良区 4 農業者 5 農業者の組織する団体 6 民間事業者 7 地域協議会		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は県補助金の増 3 事業費又は県補助金の30%を超える減

		<p>し、堆肥散布機械のリース導入を行う場合にあっては、リース導入する堆肥散布機械のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。</p> <p>(堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は10a当たり35千円)を乗じた額と堆肥散布機械のリース導入に係る経費を加算した額を上限とし、知事は交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定出来るものとする。取組主体計画を2カ年で作成する場合には、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。)</p>		
--	--	--	--	--